

特定非営利法人 子どもの心理療法支援会 会員に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人 子どもの心理療法支援会（以下、「支援会」という）定款第3章の規定に基づき、会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の主旨)

第2条 会費は、支援会の行う子どもに対する精神分析的な心理療法の支援事業、養育者への支援事業、専門家を対象とする育成事業や研究活動、その他広報・普及・啓発活動、及び通常の業務運営に経常的に要する各種の費用に充てるものとする。

(年会費の金額)

第3条 年会費の金額は次のとおりとする。

- (1) 正会員 専門会員 15,000 円
- (2) 正会員 ボランティア会員 1,000 円
- (3) 正会員 一般会員 30,000 円
- (4) 賛助会員 一口 5,000 円とし一口以上

(会費の支払いについて)

第4条 正会員の年会費については、入会の際は、理事会で入会を承認された後、事務局よりその旨通知されてから、1ヶ月以内に支払うこととする。翌年からは、専門会員は12月末日までに、ボランティア会員は3月末日までに納入することとする。

(ボランティア会員の期限について)

第5条 ボランティア会員の期限は、大学・大学院に在籍している期間とする（研究生、研究生、科目履修生等はボランティア会員として認められない）。会員の期限延長の特例措置として、卒業・修了年の3月末日までにすでにボランティア活動を始めている会員は、本人からの申請により9月末日まで延長できる。

(納入遅延に対する措置)

第6条 支援会の定款第3章第9条により、会費を継続して1年以上滞納した場合、会員の資格を喪失し、同時に別に定める会員の特典も喪失する。

この細則は、平成30年7月21日から施行する。

この細則は、令和3年3月20日に改訂し、4月1日から施行する。